

# 三分岐型から二分岐型への中等学校制度再編に伴う ドイツ教育評価制度の変容

ト部匡司

## Transforming the System of Student Evaluation in German in Reconstruction of Secondary Schools from a Three- to a Two-branched System

Masashi URABE

This paper overviews how the student evaluation system in each German federal state has changed as secondary school system has been reformed after the so-called “PISA-Shock” in Germany. As a result of the reforms, secondary schools are gradually transforming from a three to a two-branched system, while international experts recommend Germany to adopt a single-track system to reduce the achievement gap between students. Because of rules ensuring independence in matters of education and culture in Germany, each state designs its own secondary schools beside/ including Gymnasium (grammar school). On the other hand, the system for evaluating students maintains three different qualifications, while the system for selecting and tracking students is gradually being divided into six procedures, students can change their career tracking more flexibly.

はじめに

### I. 三分岐型から二分岐型制度への再編

1. 制度の再編に伴う中等学校の多様化
2. 分岐型制度再編の方策
3. 新たな三分岐型制度

はじめに

本稿の目的は、これまでドイツに典型的だった三分岐型の中等学校制度が二分岐型へと改革されるなか、ドイツ各州の中等学校は実際にどのように再編されたのか、またそれに伴い教育評価はどのように制度的に変化しているのか、これら2点について明らかにすることである。

ドイツの中等学校は、いわゆる「PISA ショック」を契機として大規模な制度改革が進められてきた(長島 2003)。実際、全国レベルの教育課程基準である「教育スタンダード」(Bildungsstandard)が設定され、全国統一学力テストや終日制学校(Ganztagsschule)が導入されるなど、数々の新たな制度が登場している(久田 2013、黒田 2009、原田 2007)。さらに近年は、従来の三分岐型の中等学校制度から二分岐型制度に向けて各州独自の改革が進められてきた。その結果、いまやドイツ全体での共通点を見出すのが困難なほど、各州において多種多

### II. 学校制度再編に伴う教育評価制度の変容

1. 修了資格制度の改革状況
2. 教育評価制度の多様化
3. 制度の多様化に伴うジレンマ

おわりに

様な学校制度が出現している(前原 2013)。こうした状況において、ドイツの教育研究者たちはこれまでもその改革動向の解明に努めているが、各州の制度改革が多様なあまり、ドイツの動きを網羅し概観する作業に時間を要している。ただ最近では、ドイツ各州の改革事例に関する研究も進み(栗原 2015、ト部 2011、田中 2010)、また新制度の全国的な展開状況に関する研究(樋口ほか 2014)も蓄積されてきたため、ようやくドイツ全体の改革動向を認識できる段階まできた。

そこで本稿では、ドイツ中等学校の制度改革のうち、特に分岐型制度の改革とそれに伴う教育評価制度の変容に注目しながら、ドイツ各州の多様な制度改革を統一的に把握しようと試みる。このとき、ドイツのような分岐型学校制度において本質的な問題となるのは、「分岐の選択肢」と「その中での選択方法」、すなわち「中等学校の分岐状況(学校種の

選択肢)」と「各学校種に向けた選抜の仕組み（教育評価）」である。

したがって本稿では、第一にドイツ中等学校制度の改革状況を概観した上で、各州における分岐型制度再編の方策を整理する。そして第二に、学校制度再編に伴う教育評価制度の変容について、とりわけ生徒を選抜する仕組みに焦点を当てて考察する。

## I. 三分岐型から二分岐型制度への再編

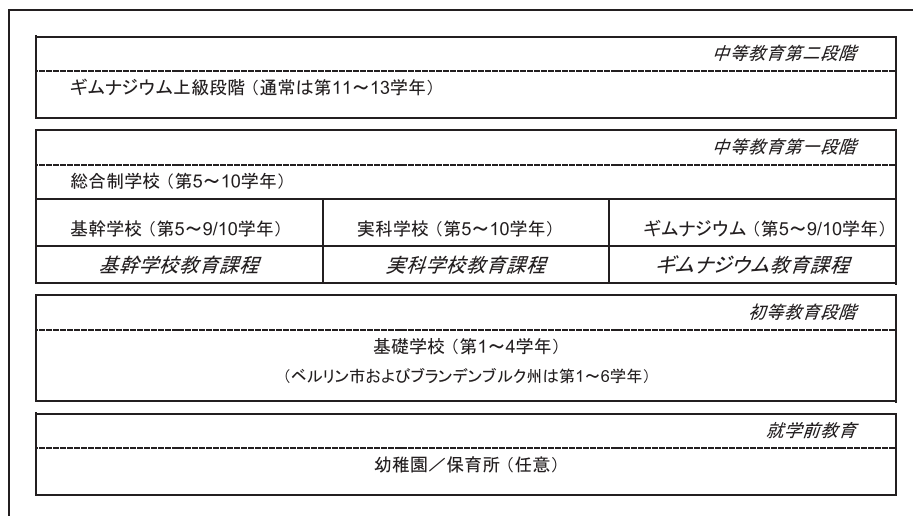
### 1. 制度の再編に伴う中等学校の多様化

ドイツでは伝統的に、4年制の基礎学校(Grundschule)を卒業すると、原則としてギムナジウム(Gymnasium)、実科学校(Realschule)または基幹学校(Hauptschule)の3種類のうち、いずれかの学校を選択して進学するという三分岐型中等学校制度であった(図1参照)。

これら3種の学校に向けて従来の子どもたちがどう選抜されてきたかと言えば、それは原則として基礎学校第4学年の学業成績に基づいて、最終的には

保護者の判断によるものであった。その後、これらの中等学校を卒業するには、それぞれの修了試験に合格しなければならない、ギムナジウム(9年制)の卒業試験(アビトゥア)に合格すれば「大学入学資格」(Allgemeine Hochschulreife)が、実科学校(6年制)を修了すれば「中等前期修了資格」(Mittlere Reife)が、基幹学校(5または6年制)を終えれば「就職資格」(Berufsreife)が、それぞれ与えられた(Urabe 2009)。

こうした従来の制度においては、大学への進学を希望する児童がギムナジウムへ、マイスターなどの高度専門職への就職を見据えた児童は実科学校へ、また早期に職業生活に入ることを望む児童は基幹学校へと、それぞれ進学するものであった(ト部 2012: 70)。なお、これら3種のほか、ドイツには総合制学校(Gesamtschule)も存在するが、これは基本的に既存の3種の課程をひとつの校内に併設したものである。



【図1：従来の三分岐型中等学校制度】

これらの三分岐型中等学校制度は、周知の通り2000年の「PISAショック」(OECDによる国際学力調査でドイツの成績不振が判明したこと)に伴う一連の教育改革により、大きな転換を迎えることになった。すなわち、従来の三分岐型制度は、「ギムナジウム+1種」(前原 2013: 343)という二分岐型の制度に向けて再編されていったのである。具体的に言えば、従来の基幹学校を廃止し、それを実科学校あるいは総合制学校に統合するかたちで新制中等

学校として再編し、それとギムナジウムとの「二本立て」で中等学校制度を構成しようとしたのである(ト部 2012)。その背景には、PISAの結果から指摘された学力格差是正のための学校制度の弾力化要請だけでなく、ドイツ社会の少子化に伴う基幹学校への進学希望者の激減ならびに旧来の基幹学校に対するイメージの悪化があった(ト部 2011a)。

こうした改革の結果、2015年12月の時点で、基幹学校および実科学校が残る州は、全16州のうち

6州（バーデン・ヴュルテンベルク州、バイエルン州、ヘッセン州、ニーダーザクセン州、ノルトライン・ヴェストファーレン州およびシュレーズヴィヒ・ホルシュタイン州）となった（Kultusminister Konferenz 2015）。バイエルン州は、従来の基幹学校を改称して中学校（Mittelschule）とし、また基幹学校と実科学学校の2課程を備えた新制中等学校は、中学校（Mittelschule：ザクセン州）、通常学校（Regelschule：チューリンゲン州）、中等学校（Sekundarschule：プレーメン市、ザクセン・アンハルト州）、拡張型実科学学校（Erweiterte Realschule：ザールラント州）、連携型基幹・実科学学校（Verbundene Haupt- und Realschule：ヘッセン州）、基幹・実科学学校（Haupt- und Realschule：ハンブルク市）、地域学校（Regionale Schule：メクレンブルク・フォアポンメルン州）、新制実科学学校（Realschule Plus：ラインラント・プファルツ州）、地域学校（Regionalschule：シュレーズヴィヒ・ホルシュタイン州）、高等学

校（Oberschule：ブランデンブルク州）、中等段階学校（Mittelstufenschule：ヘッセン州）と、各州それぞれが独自の呼称をつけることとなった。さらに、ギムナジウム課程を含む3課程を備えた学校にも各州独自の呼称がつけられた。実際、統合的総合制学校（Integrierte Gesamtschule）、共同的総合制学校（Kooperative Gesamtschule）、統合的中等学校（Integrierte Sekundarschule：ベルリン市）、高等学校（Oberschule：プレーメン市、ニーダーザクセン州）、市区学校（Stadtteilschule：ハンブルク市）、地域学校（Regionale Schule：メクレンブルク・フォアポンメルン州の一部）、共同体学校（Gemeinschaftsschule：バーデン・ヴュルテンベルク州、ザールラント州、ザクセン・アンハルト州、シュレーズヴィヒ・ホルシュタイン州、チューリンゲン州）、中等学校（Sekundarschule：ノルトライン・ヴェストファーレン州）といった呼称が見られる（図2参照）。

中等教育第二段階		
ギムナジウム上級段階 校種名：ギムナジウム（通常は第10～12学年） 校種名：三種課程のある学校（通常は第11～13学年）		
中等教育第一段階		
三種課程のある学校／総合制学校（第5～10学年） 校種名：統合的総合制学校、共同的総合制学校、共同体学校 （バーデン・ヴュルテンベルク州、ザールラント州、ザクセン・アンハルト州、シュレーズヴィヒ・ホルシュタイン州、チューリンゲン州） 校種名：統合的中等学校（ベルリン市）、校種名：高等学校（プレーメン市、ニーダーザクセン州） 校種名：高等学校（プレーメン市、ニーダーザクセン州）、校種名：地域学校（メクレンブルク・フォアポンメルン州） 校種名：市区学校（ハンブルク市）、校種名：中等学校（ノルトライン・ヴェストファーレン州）		
二種課程のある学校（第5～10学年） 校種名：拡張型実科学学校（ザールラント州） 校種名：基幹・実科学学校（ハンブルク市） 校種名：中学校（ザクセン州）、校種名：高等学校（ブランデンブルク州） 校種名：新制実科学学校（ラインラント・プファルツ州） 校種名：通常学校（チューリンゲン州） 校種名：地域学校 （メクレンブルク・フォアポンメルン州、シュレーズヴィヒ・ホルシュタイン州） 校種名：中等学校（プレーメン市、ザクセン・アンハルト州） 校種名：連携型基幹・実科学学校、中等段階学校（ヘッセン州）	ギムナジウム（第5～9/10学年）	
基幹学校（第5～9/10学年） 校種名：中学校（バイエルン州）	実科学学校（第5～10学年）	
基幹学校教育課程	実科学学校教育課程	ギムナジウム教育課程
初等教育段階		
基礎学校（第1～4学年） （ベルリン市およびブランデンブルク州は第1～6学年）		
就学前教育		
幼稚園／保育所（任意）		

[図2：改革後のドイツ中等学校制度（Kultusminister Konferenz 2015）]

特徴的なのは、従来の基幹学校、実科学学校およびギムナジウムのうち、ギムナジウムはドイツのどの州にも存在するが、基幹学校ならびに実科学学校のそれぞれに代替する校種がない州もあるという点である（Kultusminister Konferenz 2014）。まさに「ギムナジウム+1種」である。

## 2. 分岐型制度再編の方策

ドイツの三分岐型中等学校制度に対して、これまでもにおいても子どもの早期選抜の弊害や社会的格差の助長が問題視されていたが、それでも抜本的な大改革は行われてこなかった。それが「PISA ショック」以降、急速に三分岐型から二分岐型への転換を迫られることになったのは、例えばフィンランドのように、PISA で好成績を取った国の多くが単線型学校制度を採用していることに注目が集まったためである。そうは言うもののドイツでは、三分岐型制度を厳格に維持してきた州のほうがむしろ PISA でも好成績を取め、三分岐型を緩和した総合制学校の普及した州ほど階層格差が大きかったこともあり（前原 2013: 342）、三分岐型中等学校制度の改革は単線型の導入に向けて一気には進まなかった。実際、単線型制度を実現するには、十分な吟味が必要である。例えば、学力が大きく異なる生徒たちをひとつのクラスの中でどうやって個別に伸ばすことができるのか。このとき、低学力の生徒は十分なサポートが得られるかもしれないが、その分だけ学力の高い生徒たちの成長機会は阻まれるからである。

このように単線型制度をすぐに実現できない状況においてドイツ各州で模索されたのが、単線型の初等教育（基礎学校）をどのように中等教育にまで延長させるかということであった（PolitikAtlas Schulreform 2010）。すなわちドイツ各州に共通の課題は、どうやってすべての生徒がこれまでよりも長い期間で共通に学習できるようにするかということであった。そして、この課題をめぐる各州なりの解決策として出現したのが、次の5つの施策であった。すなわち、①基礎学校の延長、②共通のオリエンテーション段階、③基礎学校の就学期間の弾力化、④ギムナジウム+新制中等学校、⑤総合制学校という施策である（PolitikAtlas Schulreform 2010）。

### (1) 基礎学校の延長

第一に、基礎学校を延長させるという施策である

が、これは単線型の基礎学校を第4学年で修了させるのではなく、1～2年間さらに延長させるというものである。いわゆる「時間稼ぎ」であるが、その間に、次の進学先を決めるための準備が、これまで以上にできるようになるという利点がある。ただ、現時点でこの施策を実施しているのは、すでに6年制の基礎学校制度を採用するベルリン市とブランデンブルク州に限定される。

### (2) 共通のオリエンテーション段階

第二に、かつての「オリエンテーション段階（Orientierungsstufe）」を復活させるという施策である。2000年代前半までは、州によっては子どもたちが基礎学校第4学年終了後に共通の「オリエンテーション段階」（第5～6学年）に進み、それから次の進学先（学校種）を決める制度が存在していた。それを復活させようというものである。これは、メクレンブルク・フォアポンメルン州で採用されている。

### (3) 基礎学校の就学期間の弾力化

第三に、基礎学校の就学期間を弾力化させる施策である。すなわち、基礎学校は必ずしも4年間でなくてもよく、それぞれの個性に応じて、基礎学校の最初の2年間（第1～2学年）を1年で、あるいは2～3年かけて学んでもよいとする。このように基礎学校の就学期間を必要に応じて短縮したり、延長したりすることを認めるのである。これは、バーデン・ヴュルテンベルク州、ベルリン市、ノルトライン・ヴェストファーレン州、シュレーズヴィヒ・ホルスタイン州、チューリンゲン州で採用されている。

### (4) ギムナジウム+新制中等学校

第四に、ギムナジウムを残しつつも、それ以外の学校を新制中等学校として統合することで単線型に近づけるという施策である。新制中等学校には、①全員がアビトゥア（大学入学資格取得）まで共通に学ぶような単線型の課程を設けた州（ベルリン市、ブレーメン市、ハンブルク市）もあれば、②基幹学校と実科学学校を統合して共通の課程を設置しつつも中等前期修了資格の取得を上限とし、アビトゥアを設けない新制中等学校を導入した州（ブランデンブルク州、メクレンブルク・フォアポンメルン州、ラインラント・プファルツ州、ザールラント州、ザク

セン州、ザクセン・アンハルト州、シュレーズヴィッヒ・ホルスタイン州、チューリンゲン州)もある。

### (5) 総合制学校

第五に、総合制学校である。周知の通り、総合制学校では生徒たちが一見すると単線型制度の中で学習しているように見えるが、生徒の学力の違いに対応するために、実際には校内でコースに分かれていることが多い。こうした総合制学校を設置しているのは、ブランデンブルク州、ヘッセン州、メクレンブルク・フォアポンメルン州、ニーダーザクセン州、ノルトライン・ヴェストファーレン州、ラインラント・プファルツ州、ザールラント州、シュレーズヴィッヒ・ホルスタイン州である。また、総合制学校を導入したとしても、ほとんどの州でギムナジウムや実科学校などを残している。

他方、共通に学習する期間を延長すれば、逆に従来のギムナジウムの学習の質をどう維持するかという問題も生じる。その結果として、「第5学年からのギムナジウム」(Gymnasium ab Klasse 5)の設置や「基礎学校第5学年以降の授業を教科担任制にする初等学校(Primarschule)」の創設といった施策案も登場している。というのは、単線型の期間が延長されることによって、逆にギムナジウムでの学習は短縮される。そうなれば、従来の伝統的な教養教育が不十分になってしまう。こうした問題に対応するため、ベルリン市、ブランデンブルク州およびメクレンブルク・フォアポンメルン州では「第5学年からのギムナジウム」が設置され、一定の条件を満たせば、すでに第5学年から、オリエンテーション段階での進路検討をしないで直接ギムナジウムに進学する機会を保障する施策が導入された(Politikatlas Schulreform 2010)。そして、専門課程で養成された専科の教員による教科の授業を行う「基礎学校第5学年以降の授業を教科担任制にする初等学校」の導入も検討されている。

### 3. 新たな三分岐型制度

中等学校制度の改革によって、いまや従来の三分岐型制度をそのまま維持している州はなく、校種名を変更するかたちで新たな三分岐型制度を採用する州も出現している。すなわち、バーデン・ヴュルテンベルク州、バイエルン州、ヘッセン州、ニーダー

ザクセン州およびノルトライン・ヴェストファーレン州である。三分岐型制度は、子どもたちの多様性に最大限の配慮をするがゆえに採用されるものである(Politikatlas Schulreform 2010)。実際、学習内容を瞬時に学ぶ生徒もいれば、ゆっくり学ぶ生徒もいる。ひとりが退屈している一方で、すでに授業について行けない生徒もいる。このように生徒たちが多様であれば、全員が単線型制度で学習するよりも、同レベルの学力を備えた子どもたちを集めて同質な学習集団をつくるほうがよい。そう考えて整備されたのが、新たな三分岐型制度である。

## II. 学校制度再編に伴う教育評価制度の変容

### 1. 修了資格制度の改革状況

ドイツでは伝統的に、三分岐型中等学校制度に対応する形で、3種の修了資格が設けられてきた。それはすなわち、①「就職資格(Brufsfreife)」(基礎学校修了資格:Hauptschulabschluss)、②「中等前期修了資格(Mittlere Reife)」(実科学校修了資格:Realschulabschluss)ならびに③「大学入学資格(Hochschulreife)」(ギムナジウム修了資格:Abitur)であり、それぞれの修了試験に合格することで、これらの資格が与えられた。「大学入学資格(アビトゥア)」は、中等教育修了の最高位の資格として設けられたのに対して、「就職資格(Brufsfreife)」は、もともと就学義務を果たして社会に出るため基礎資格として与えられた。また「中等前期修了資格」は、これらの中にある資格として、歴史的には中程度の職業に就くための資格として活用された(Urabe 2009)。ドイツが歴史的に「資格社会」(Kraul 1991)と言われるのは、こうした歴史的事情によるものである。

近年の二分岐型学校制度への転換に伴い、これらの修了資格制度がどのように変容したのかについて検討してみると、従来の3種の修了資格は依然として維持されていることがわかる(卜部 2012、卜部 2011b)。つまり、校種の再編によって学校制度そのものは三分岐型から二分岐型に変わりつつあるように見えるが、修了資格制度を考慮すると、実質には依然として三分岐型の学校制度が維持されていると解釈することもできる。

## 2. 教育評価制度の多様化

このように中等学校の修了資格制度にはほとんど変容が見られない一方で、学校制度の再編は、生徒の進路選択を柔軟にする方向で教育評価制度の多様化をもたらすことになった。すなわち、従来は3種の中等学校から1つの進路を選択すれば、あとはそのまま各校種の修了試験（資格）を目指して勉強すればよかったのであるが、二分岐型あるいは総合制の学校制度が拡大する中で、進路選択やその途中変更がより柔軟に行われるようになったのである。

ドイツのような分岐型の学校制度では、子どもたちは必ず進路を選択しなければならない。その第一義的責任は保護者にあるが、学校も選択の際に少しずつ影響を与えるようになっている。実際、学校は保護者に対して助言を行い、場合によっては、学校側から見て、その子にとってどの進路が望ましいのかについて勧告する。その勧告は、当たり障りのないこともあるが、特定の進路にむけて保護者の選択を制限する場合もある。これまでは、ほとんどの場合、通信簿の成績をもとに進路選択が行われてきたが、近年の改革によって、ドイツでは、次の6つの施策が見られるようになった。すなわち、①拘束力のある勧告（Verbindliche Beratung）、②保護者の決断（Eltern Entscheiden）、③学校の推薦（Schulempfehlung）、④試用措置（Prüfungverfahren）、⑤席次配分（Platzvergabe）、⑥後半の進路変更（Später Schulartwechsel）の制度である（PolitikAtlas Schulreform 2010）。

### (1) 学校からの拘束力のある勧告

第一に、拘束力のある勧告とは、学校からの勧告によって子どもが進路決定を行う制度である。この制度を採用する州（ベルリン市、ブレーメン市、ノルトライン・ヴェストファーレン州、ザールラント州、ザクセン州およびバーデン・ヴュルテンベルク州の一部）では、一般的に（あるいは特定の条件のもとで）進路を決定するときに学校からの勧告に従うことを義務づけている。保護者は、子どもの進路について基礎学校の教員と面談するが、すべての保護者が必ずしも基礎学校の助言や勧告に素直に納得して従うわけではない。したがって、この制度は、とりわけ子どもに過保護または無関心な保護者が子どもの進路を安易に決定しないよう、保護者に熟慮の機会を与えている。しかしながら、保護者の権利

が第一義的に尊重される伝統の中で、学校が拘束力を持って官僚主義的に勧告に従わせると、保護者はそもそも友好的に学校側と対話しなくなるという問題点もある。

### (2) 保護者による決断

第二に、保護者の決断とは、保護者が子どもの進路について従来通り自由に決定できることである。これは、ベルリン市、ブレーメン市、ハンブルク市、ヘッセン州、メクレンブルク・フォアポンメルン州、ニーダーザクセン州、ラインラント・プファルツ州、ザールラント州、シュレースヴィヒ・ホルスタイン州およびバイエルン州の一部で採用されているが、この制度では保護者の権利が最大限尊重されることになっている。ただし、この制度には2つの問題点がある。ひとつは、保護者が自分の子どもの能力を正確に見極めないまま、よく考えないで進路決定を行ったとき、その不利益はのちに子どもに跳ね返ってくるという点である。もうひとつは、保護者の選択が特定の学校に偏った場合、とりわけ人気校に入学希望者が殺到した場合、保護者の決断が尊重されなくなってしまうことである。

### (3) 学校の推薦

第三に、学校の推薦とは、進路決定の際に、基礎学校がその子に適していると思われる学校種や進学コースを推薦する制度である。このとき、推薦の根拠となるのが、次の3つの制度である。

#### (a) 通信簿の評点

まず、通信簿の評点（Zeugnisnoten）とは、進路決定に関する判断材料に通信簿の評点（総括的評価）を活用するという意味である。ドイツでは伝統的に、通信簿の評点はその子の進路を決定する際の判断根拠となってきた（Urabe 2009）。すなわち、ある子どもの基礎学校の通信簿の評点が、その子の希望する進学先の基準に達していれば、学校はその志望校をその子に推薦するのである。この制度を採用しているのは、バーデン・ヴュルテンベルク州、バイエルン州、ベルリン市、ブランデンブルク州、ザールラント州、ザクセン州、ザクセン・アンハルト州およびチューリンゲン州であるが、この制度では、一生懸命に勉強して成績のよい子どもから優先的にレベルの高い学校に進学できるというメリットがある。

ところが、この制度にも2つの問題点がある。ひとつは、評点の公平性がクラス間で確保されにくいことである。つまり、もしクラス内に学力の高い生徒が多ければ、よい評点を得ることが難しくなる。もうひとつは、評点をめぐる成績圧力の問題である。すでに基礎学校の段階で子どもたちがよい評点を得なければならないというプレッシャーに晒されるのは、子どもの成長にとって望ましいことなのか。そのリスクが懸念されている。

#### (b) 診断

次に、診断 (Prognose) とは、進路決定をめぐる学校の推薦の根拠として、教師の診断を活用することである。これは、ザクセン州、バーデン・ヴュルテンベルク州の一部、ベルリン市の一部、ブランデンブルク州の一部、メクレンブルク・フォアポンメルン州の一部、ニーダーザクセン州の一部、ノルトライン・ヴェストファーレン州の一部、ザールラント州の一部、ザクセン・アンハルト州の一部、シュレースヴィヒ・ホルスタイン州の一部およびチューリングゲン州の一部で採用されている。基礎学校 (の教師) は、それぞれの子どもについて、その子の評点以上のことを知っている。つまり、その子の性格、家庭環境、潜在能力を総合的に考慮したうえで、どのような進路決定がその子にとってベストなのか、診断を行うのである。しかし、診断には問題点もある。というのは、子どもの家庭環境や社会的地位などが診断に影響するからである。社会階層が高く家庭環境に恵まれた子どもの保護者は、基礎学校 (の教師) に対して、自分の子どもには高いレベルの学校種へ行けるような診断を行うはずだというプレッシャーをかける。もし基礎学校の側が保護者からのプレッシャーに屈してしまえば、子どもの診断にも影響を与えてしまうのである。

#### (c) 試験

さらに、テストとは、同一の基準によるテストによって学校の推薦を行うという意味であり、これはブランデンブルク州において採用されている。この制度では、子どもたちは学力を測定するための統一テストに参加し、進路決定の根拠として、そのテストの成績を活用する。通信簿の評点は、教師の観点にばらつきが見られることや、クラス間の公平性確保が難しいという一方で、統一テストにはこうした

偏りを軽減するという利点がある。しかし、テストをめぐっても、3つの問題点が指摘されている。ひとつは、通信簿の評点と同様、点数をめぐる成績圧力の問題である。すなわち、すでに基礎学校の段階で子どもたちがテストのプレッシャーに晒されるリスクである。もうひとつは、基礎学校で学ぶ意味の矮小化の問題である。つまり、基礎学校の子どもたちが試験の準備を優先すれば、知識や技能を本質的にじっくりと学ぶ機会が奪われてしまう。そうするとテストで測定される学力は真の学力と言えるのかという疑問が生じる。それから、さらなる問題点は、潜在能力が開花する前に、試験が子どもに余計な挫折感を与えてしまうことである。要するに、才能はあるのに家庭環境に恵まれない子どもは、試験によってレベルの高い学校種への進学の道が閉ざされてしまうのである。

なお、学校の推薦をめぐる一般的な問題点としては、教育に関心の高い保護者は進路決定をめぐる学校の推薦を尊重するのに対して、教育に関心の薄い保護者は学校の推薦に従おうとしないことが挙げられる。とするならば、この制度は社会的不平等を解消するどころか、社会的不平等を強化してしまっているのではないか。そのような指摘もある (PolitikAtlas Schulreform 2010)。

#### (4) 試用措置

第四に、試用措置とは、いわゆる「お試し」による進路決定である。進路選択に学校の推薦が必要となる場合、その学校の推薦に納得できない保護者は、自分の子どもの適性を特定の手続きにおいて「試す」ことができる。そして、その「お試し」の結果がよければ、学校の推薦がなくとも子どもは希望通り (レベルの高い) 学校に進学できる。この「お試し」手続きとして、2つの措置がある。

##### (a) 体験授業 (Probeunterricht)

まず、体験授業とは、子どもが希望する学校種の授業を、試験的に実際に体験してみるという制度である。これは、バーデン・ヴュルテンベルク州、バイエルン州、ブランデンブルク州、ノルトライン・ヴェストファーレン州、ザクセン州、ザクセン・アンハルト州およびチューリングゲン州で採用されている。子どもは、希望する学校種のうち1校で授業を

受ける。その学校の教師はその子の参加状況を観察し、その子の能力について見極めを行うのである。この制度は、子どもが実際に体験しながら進路を検討できるという利点がある。その一方で、問題点もある。つまり、体験授業を受け入れた学校の教師がわずか数日間でその子の能力を見極めることの限界である。

#### (b) テスト

次に、試用措置としてのテストとは、同一の基準で行うテストの結果によって、進路を決定するという意味である。いわば、文字通りの「試験」である。これは、バーデン・ヴュルテンベルク州、バイエルン州、ザクセン州およびザクセン・アンハルト州で採用されているが、学校の推薦に納得がいかない保護者は、子どもに統一テストを受けさせ、その成績で進路を決定することになっている。すなわち、いわゆる入学試験（選抜試験）である。実際にテストを受けて結果を見れば、子どもや保護者も納得しやすい。しかしながら、まったく学習環境の異なる基礎学校の子どもたちの学力を、州の統一テストで公平に測定できるのかという問題点も指摘される。

#### (5) 席次配分

第五に、席次配分とは、学校の収容定員を過不足なく充足するために子どもたちを振り分ける制度であり、これはドイツの全州で採用されている。もちろん、成績などの条件を満たす子どもたち全員が各自の希望する学校に入学できればそれに越したことはないが、実際には必ずしもそうなるとは限らない。例えば、同じギムナジウムでも、多くの希望者がいる人気校がある一方で、志願者不足の不人気校もある。また、田舎や人口の少ない地域では、希望者数が学校の収容定員を超える事態にはなりにくい、大都市においては、こうした事態が生じやすい。もし収容定員よりも多くの志願者がいれば、いくら入学条件を満たしていたとしても入学を制限しなければならない。これが席次配分である。

なお、席次配分の規準はさまざまである。例えば、評点の順、住居に近い順、兄弟姉妹のいる子ども優先、生徒の均等な組織編成、学校の特色に合致した志願者（スポーツ、音楽など）などである。州によっては、定員を超えた場合の席次配分のための規準を設けているところもあれば、学校の判断でどの生徒

を入学させるかを決めてもよいとする州もある。また抽選で席次を配分する州（ベルリン市、ニーダーザクセン州の一部およびザールラント州の一部）もある。そうなれば、通常の選抜制度なら入学できそうにない子どもにも入学のチャンスが開かれる。

この席次配分の制度が一般的に抱える問題点としては、よい学校とされる学校のどれにも入学が認められなかった場合、保護者の進路選択の権利が行使されないことになるという点があげられる。特に、学力の高い順または住居に近い順に席次が配分される場合、裕福な地域はよい学校となり、社会的に恵まれない地域の学校の質は劣化する。すなわち、席次配分が社会的不平等を強化することになるのである。他方、抽選による席次配分では、次の2つの問題点が挙げられる。ひとつは、入学者が偶発的に選抜されることで、学校が独自の一貫した校風や特色などを維持できないことであり、もうひとつは、多くの子どもたちが偶発的な選抜を避けて教育理念の一貫した私立学校を選択し、その結果として社会的不平等が強化されてしまうことである。

#### (6) 中等段階後半での進路変更許可

第六に、後半での進路変更とは、分岐型制度のもとで振り分けられた子どもが中等段階の後半でさらに進路変更できるという制度であり、これもドイツ全州で採用されている。この制度では、学校に対して、学力の高い生徒をさらに高次の校種に変更できるような努力が、場合によっては進路変更を推薦することが求められる。他方、推薦を受けた高次の校種は、試用期間（Probezeit）を設けることができる。つまり、子どもに無理があることが明確な場合、より低次の校種に転校しなければならない。

州によっては、ある子どもを一度受け入れた学校は、その子どもに責任を負うことになっている。つまり、その子どもが学校で行き詰まったとしても、その学校は低次の校種への転籍を指示するのではなく、学校が自ら必要に応じてその子どもを支援しなければならない（ベルリン市、プレーメン市およびハンブルク市）。いわゆる、下方転籍の禁止である。

この制度においては、従来のギムナジウム、実科学校および基幹学校のそれぞれにおいて、以下のような問題点が指摘される。まずギムナジウムにおいては、就学期間が従来の13年から12年に短縮されたことにより学習進度が速まっている。こうした中

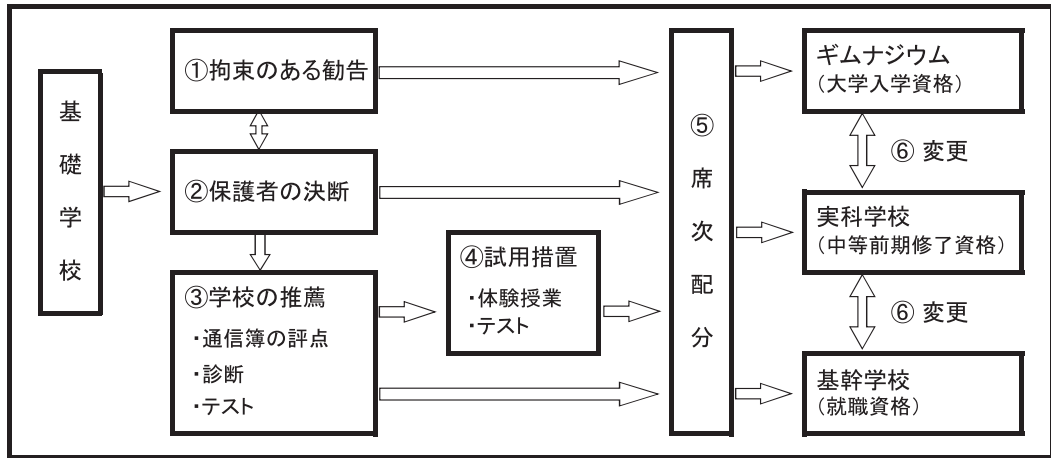


で、実科学校からギムナジウムに進路変更した子どもは、実科学校での学習をギムナジウムの学習にうまくつなぎ合わせる事が難しい。次に、実科学校での問題点は、一度引き受けた子どもに学校が責任を負わなければならないとすれば、実科学校が低学力の子どもを排除するために試用期間を活用してしまう恐れがあることである。また基幹学校では、下方転籍に伴う問題点が指摘される。すなわち、下方

転籍によって基幹学校に追いやられた子どもは、近年の少子化による小規模の基幹学校に向けられた社会的偏見のもとで失望してしまうことになる。

### 3. 制度の多様化に伴うジレンマ

これら6つの教育評価制度を概観すると、図3のようになる。この図によれば、それぞれの問題点は次の4つのグループに分類することができる。



〔図3：教育評価制度の概観〕

第一のグループは、保護者の決断がうまくいかないときに生じる問題点（図中の①②）である。つまり、(A) 保護者の能力不足、(B) 学校の干渉（勧告）による保護者との対話不全、ならびに (C) 志望校の収容定員オーバーである。これらの問題点は、相互に絡み合っている。保護者に決断力がなければ、学校が干渉せざるを得ない。仮に、保護者に決断力があっても収容定員がオーバーすれば、保護者の決断が尊重されないこともある。

第二のグループは、成績評価の正当性が疑われたときに生じる問題点（図中の③④）である。すなわち、(D) 評点の公平性への懐疑、(E) 診断の客観性への懐疑、(F) 学習の矮小化、(G) 成績圧力と失望感の喚起、および (H) 学校での成績評価そのものへの懐疑である。これらの問題点も相互にもつれ合っている。つまり、評点がその子の本当の成績を反映していないとなれば、診断のほうがよい。しかし、診断には主観が入り込む余地があり、それを克服しようとするならば、客観的な統一テストのほうがよい。しかし、評点やテストが子どもに与えるプレッシャーや弊害（学びの矮小化）を考慮すれば、やは

り診断のほうがよい。結局、学校の成績評価が疑わしいとなると、実際に進学先の学校でうまく勉強できるか試してみようという話になる。それでも、数日間の体験だけでそれは判断できないとすれば、結局はテストで決めるしかない。しかし、テストで決めるとなると、それまでの学習との関連性をめぐり出身校の間で格差が生じる。

第三のグループは、収容定員超過への対応に伴って生じる問題点（図中の⑤）である。それは、(I) 保護者の決断不能、(J) 地域間・学校間格差の拡大、ならびに (K) 抽選による偶発性増大に伴う校風の不安定化である。収容定員が超過すれば、保護者の決断は尊重されなくなる。その一方で、子どもの成績順に受け入れれば、先の第2グループの問題点に突き当たる。また居住地の順（近接性）で受け入れれば社会的不平等の強化につながる。そうならないように抽選にすれば、学校のアイデンティティが揺らいでしまう。

第四のグループは、後半での進路変更において生じる問題点（図中の⑥）である。具体的には、(L) ギムナジウムへの接続の不具合、(M) 実科学校の

受入拒否、そして（N）基幹学校のスティグマ化である。実際、中等教育段階の後半で進路変更を認めても、上方転籍においては低次の学校から高次の学校への接続がスムーズにいかない。また下方転籍を禁止すれば、受け入れる前の試用期間で門前払いする上位校が増えるリスクもある。そうかといって下方転籍を認めれば、下位の学校は差別的なレッテルを貼られてしまう危険性がある。

このジレンマは、ある問題点を克服するための対策を講じようとするれば、別の問題点が生じ、それを克服しようとするればさらに別の問題点が生じているという点である。その結果、制度そのものは少しずつ複雑化、多様化していく一方で、議論そのものは依然として堂々巡りになって、問題点そのものは克服できないままとなる。

## おわりに

本稿では、ドイツの中等学校制度が三分岐型から二分岐型へと改革されるなか、各州の中等学校は実際にどのように再編されたのか、またそれに伴い教育評価制度はどのように変化しているのかについて明らかにしてきた。

まず、中等学校制度の改革状況であるが、ドイツ全体の改革動向として言えるのは、次のことである。すなわち、ドイツにおいても単線型制度のメリットが理解されつつあるが、生徒の学力レベルが異なり、また修了資格制度も異なるドイツでは、従来の分岐型制度を残さざるを得ない。したがって、初等教育段階（基礎学校）の単線型制度を中等教育段階に延長し、生徒の進路変更をより柔軟なたちで認める方策が採用されている。これをひと言で表現しようとするれば、「分岐型制度は弾力化するけれども、弾力化しても分岐型そのものは維持する」と言うことができる。

次に、教育評価制度はどのように変容しているのかについて言えば、ドイツ全体として、次のように答えることができる。すなわち、学校制度再編により学校制度は一見すると変わりつつあるように見えるが、修了資格制度は三分岐型の学校制度に対応した類別を維持している。その一方で、選抜制度は多様化が進んでいる。実際、生徒の進学先の選択ではまず保護者の決断を尊重するが、それでうまくいかない場合は、学校の成績または試験によって決める。

それでもうまくいかないのであれば、進学先の判断や学区制度あるいは抽選などの方法で決定し、あとは後半の進路変更を柔軟に認めて微調整を行うのである。

なお、今回はドイツの中等教育制度改革の中でも、「9年制ギムナジウムの復活」をめぐる議論については触れられなかった。近年、ギムナジウムは従来の9年制から8年制に順次移行してきたが、再び9年制ギムナジウムの復活が議論されている。この議論は、単線型制度の延長によるギムナジウムの短縮化に伴って登場したのものとして理解できるが、この件については、また別の機会に検討したい。

## 参考文献

原田信之（2007）「ドイツの教育改革と学力モデル」原田信之編著『確かな学力と豊かな学力』ミネルヴァ書房、77-103頁。

樋口裕介、熊井将太、渡邊真依子、吉田成章、高木啓（2014）「PISA後ドイツにおける学力向上政策をカリキュラム改革－学力テストの動向とKompetenz概念の導入に着目して」『教育学研究紀要（CD-ROM版）（第60巻）』368-379頁。

久田敏彦監修、ドイツ教授学研究会編（2013）『PISA後の教育をどうとらえるか－ドイツをとおしてみる』八千代出版。

Kultusminister Konferenz (2015) Grundstruktur des Bildungswesens in der Bundesrepublik Deutschland: Diagramm. Bonn: Sekretariat der Ständigen Konferenz der Kultusminister der Länder in der Bundesrepublik Deutschland.

Kultusminister Konferenz (2014) Übersicht über die Bildungsgänge und Schularten im Bereich der allgemeinen Bildung. Berlin: Sekretariat der Ständigen Konferenz der Kultusminister der Länder in der Bundesrepublik Deutschland [http://www.kmk.org/fileadmin/Dateien/pdf/Bildung/AllgBildung/Schema-Bildungsgaenge\_und\_Schularten-Stand\_2014-08.pdf] (2016年3月10日閲覧)

Kraul, M. (1991) Das deutsche Gymnasium 1780-1980. Frankfurt am Main: Suhrkamp.

栗原麗羅（2015）「『教育の公正』を目指したドイツの中等学校制度改革－三分岐型を保持するバイエルン州の改革事例に着目して」『上智大学教育学論集（49）』59-74頁。

黒田多美子（2009）「ドイツにおける教育改革をめぐる

- 論議と現状』『獨協大学ドイツ学研究』163-190頁。
- 前原健二（2013）「ドイツにおける中等学校制度再編の多様化の論理」『東京学芸大学紀要（総合教育科学系）64（2）』341-350頁。
- 長島啓記（2003）「ドイツにおける『PISAショック』と改革への取り組み」『比較教育学研究（第29号）』65-77頁。
- PolitikAtlas Schulreform (2010) [<http://www.politikatlas.de>]  
(2015年11月10日閲覧)
- 田中達也（2010）「ドイツにおける教育改革の現状－ハンブルク市を中心に」『仏教大学教育学部学会紀要（第9号）』123-132頁。
- 卜部匡司（2012）「ドイツにおける中等教育制度改革動向に関する一考察」『徳山大学論叢（74号）』69-79頁。
- 卜部匡司（2011a）「ドイツにおけるハウプトシューレの廃止過程に関する一考察」『徳山大学総合研究所紀要（第33号）』21-27頁。
- 卜部匡司（2011b）「新制実科学校への制度移行に伴う通信簿の変容」『徳山大学論叢（73号）』51-59頁。
- Urabe, M. (2009) *Funktion und Geschichte des deutschen Schulzeugnisses*. Bad Heilbrunn: Klinkhardt.

※本研究は、科学研究費補助金（若手研究B）「三分岐型から二分岐型への中等学校制度再編に伴うドイツ教育評価制度の変容（課題番号：25780483）」（研究代表者：卜部匡司）の研究成果の一部である。